

2017年8月19日(土)
新潟東映ホテル1階白鳥の間(西)

基調講演「消費者委員会の活動と消費者教育」

内閣府消費者委員会委員長
河上 正二

< 講演資料 >

資料「消費者委員会の活動と消費者教育」レジュメ・・・・・・・・・・・・・・4p～

< 参考資料 >

参考資料1．消費者委員会リーフレット・・・・・・・・・・・・・・9p～

参考資料2．第4次消費者委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・10p～

参考資料3．消費者委員会の審議体制・・・・・・・・・・・・・・11p～

参考資料4．消費者委員会の活動実績・・・・・・・・・・・・・・12p～

参考資料5．メールマガジン配信中・・・・・・・・・・・・・・17p～

参考資料6．消費者委員会における最近の動き・・・・・・・・・・・・18p～

参考資料7．消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見・・・・24p～
(平成24年12月25日消費者委員会発出)

参考資料8．民法・法の教育と消費者教育・・・・・・・・・・・・・・28p～

参考資料9．ジュリスト「霞が関インフォ/消費者委員会」原稿・・・・・・・・36p～
(2012年10月号66p～67p:消費者教育推進法の成立)

参考資料10．文部科学省における消費者教育の取組・・・・・・・・・・・・37p～
(第8回成年年齢引下げ対応検討WG 文部科学省提出資料)

参考資料11．消費者教育の推進について・・・・・・・・・・・・・・51p～
(第8回成年年齢引下げ対応検討WG 文部科学省提出資料)

参考資料12．成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書・・・・55p～
(平成29年1月 消費者委員会 成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ)

2017.8.19(土)

消費者問題シンポジウム in 新潟

「消費者委員会の活動と消費者教育」

内閣府消費者委員会委員長 河上 正二

第 I 部

1. 「消費者委員会」というところ (→リーフレット、審議体制 参考資料1.3参照)

消費者庁及び消費者委員会設置法

平成 21(2009)年 9 月 1 日に発足 (平成 27 年 9 月 1 日から第 4 次委員会)

→ 10 名の民間委員からなる独立した行政組織(第三者機関)

審議会機能・行政監視機能・国民とのパイプ機能

- ・「建議」等を通じて関係機関への勧告・報告要求、自ら調査による資料請求権
- ・消費者行政の司令塔たる消費者庁の良心・良識の府として

消費者庁・国民生活センターと一定の緊張関係を保ちつつ連携・協力

cf. 「消費者基本計画」の検証・評価・意見表明

- ・これまでの活動内容 (→参考資料4参照)
- ・メールマガジン配信中 (→参考資料5参照)

*こちらのURLから登録ができます⇒ http://www.cao.go.jp/consumer/about/cc_e-maga.html

2. 最近の建議・提言から (→建議・提言等：活動実績 参考資料4参照)

(1) 組織・制度に関わる問題・・・中長期的な消費者政策基本問題を考える

- ・消費者庁の徳島移転問題(H28.7 意見など)
- ・地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議(H25.8)

地方の消費者政策、消費センターの活動の充実と質の向上、消費者団体への安定した経済的支援を

- ・公共料金の透明化と消費者参加(電気料金・タクシー料金問題など)

消費者代表の声を届けて、徹底した経費削減と経営の合理化、適正な公共料金の確保を

- ・景表法について答申(H26.6.10)→課徴金制度の導入へ、食品表示問題

(2) 関係省庁の隙間に落ちた諸問題・・・縦割り行政に消費者目線で横串を刺す

- Ex.1 違法ドラッグ・「脱法ハーブ」など 厚生労働省・消費者庁・経産省
- Ex.2 美容医療・エステの不当広告問題 厚生労働省・経産省・消費者庁
- Ex.3 高齢者の住宅保証・死後事務委託など 厚生労働省・国土交通省・経産省等
- 所管外と押しつけ合うのではなく緊密な連携・協力関係の下で被害の発生予防に速やかな対処を！

(3) 法の厳格な執行と立法的手当てを求めて・・・必要な制度的手当てを求める

- Ex.1 消契法・特定商取引法の改正問題
(→ H28.第 1 次提言)：現在第 2 次提言に向けて審議中
- Ex.2 リスク・情報の周知徹底策について
- Ex.3 集団的消費者訴訟制度の実効性確保
- Ex.4 高齢投資被害、若年消費者被害、子供事故(→「脆弱な消費者」の保護と支援へ)
- その他：IT 関連の不当な広告(H25.8.27「考え方」、個人情報流出問題対策など

3. 消費者委員会の最近の動き(→参考資料6参照)

消費者契約法の実体法部分の見直し

成年年齢引下げに伴う若年消費者の保護・支援

高齢者の身元保証・事後事務サービスの適正化(cf.「日本ライフ事件」)

第Ⅱ部

4. 消費者教育について

(1) 消費者教育推進法の成立(平成24年8月10日可決・成立、12月13日施行)

消費者教育推進計画・消費者教育推進会議(+地域協議会)・消費者市民教育

(2) 消費者委員会

「消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見」(平成24年12月25日)

(→参考資料7参照)

消費者教育の担い手の育成・確保、関係部局の連携強化、自治体支援など

(3) 法教育と消費者教育(→参考資料8参照)

a. **法教育と消費者教育** 平成23年(2011)年度以降の新しい学習指導要領(教科等)における記述によれば、小学校で、ルールや決まりを守ることの意義が教えられ、中学校からは、「自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した生活を工夫すること」が求められ、とくに、公的分野では「①身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の動きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。②国民生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について考えさせる。その際、社会資本の整備、公害の防止など**環境の保全**、社会保障の充実、**消費者の保護**、租税の意義と役割及び国民の納税の義務について理解させるとともに、限られた財源の配分という観点から財政について考えさせる」とし、家庭科では、「**販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができる**」ことを課題に挙げる。

b. **消費者基本法における消費者教育の充実要請** 消費者基本法第7条1項によれば、消費者には、消費生活に関する必要な知識の修得や必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動することが求められ、こうした消費者の自立を支援することが国に求められ、同法第17条には、国の講ずべき施策の一つとして**消費者教育の充実**が明記されている。また、平成21年の消費者庁設置関連三法案の国会審議において、衆議院で、消費者安全法に定める国及び地方公共団体の責務に消費生活に関する教育活動を追加する等の修正が行われた。参議院でも、消費者庁設置関連三法案に対する附帯決議で、消費者庁が消費者教育推進の司令塔機能を果たすこと、消費者教育に関する法制の整備について検討を行うこと等が明記された。→消費者教育推進法の制定へ。

c. **学校教育の現場と大震災の教訓** 学校教育の現場では十分な授業時間が確保できず、また、高齢者を始めとする成人を対象とした社会教育についても効果的な取組がなされないまま、多数の若者・高齢消費者被害が発生。また、**東日本大震災**の際は、消費者による食料品や水、ガソリンなどの買い急ぎや買いだめが行われ、首都圏においてすら生活関連物資が品薄状態となる事態が発生。こうした非常時に、消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動するべく、消費者教育を充実させることが重要課題と改めて意識され、「消費者教育の推進に関する法律」制定への動きが、にわかに活発化。

d. **消費者教育推進法の理念と基本的考え方** **消費者教育推進法の立法趣旨**は、「消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質、量及び交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために必要な事項を定めようとする」ところに求められ、具体的内容として、次の事項が盛り込まれた。

- 1、消費者教育及び**消費者市民社会**について定義すること。
- 2、消費者教育について**七つの基本理念**を定めること。
- 3、消費者教育の推進のための国及び地方公共団体の責務並びに消費者団体、事業者及び事業者団体の努力について定めること。また、政府に対し必要な財政上の措置等を講ずることを義務付けるとともに、地方公共団体は**必要な財政上の措置等**を講ずるよう努めなければならないこと。
- 4、政府は消費者教育の推進に関する基本的な方針を閣議決定すること、また、地方公共団体は、この基本方針を踏まえ、**消費者教育推進計画**を定めるよう努めなければならないこと。
- 5、学校・大学等、地域における消費者教育の推進、事業者等による消費者教育の支援等について定めること。
- 6、消費者庁の審議会等として、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体の代表者、学識経験者並びに関係行政機関等の職員で組織する**消費者教育推進会議**を置くとともに、地方公共団体は**消費者教育推進地域協議会**を組織するよう努めなければならないこと。

***【消費者市民社会】** **消費者市民社会**とは、消費者が個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得る物であることを自覚して、**構成括持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会**をいう。

***【7つの基本理念】**

- ①消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結びつけることができる実践的な能力がはぐくまれることを旨として行われるべきこと
- ②消費者が、消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われるべきこと
- ③幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われるべきこと

④学校、地域、家庭、職場その他の様々な場所に応じた適正な方法により、かつ、それぞれの場における多様な消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われるべきこと

⑤消費者の消費生活における行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的視点に立った情報を提供することを旨として行われるべきこと

⑥災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われるべきこと

⑦消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるべきこと

法案に対しては、地域主導よりも中央集権的な発想を増幅させるのではないかと危惧や、教育現場の負担、他の基礎教育カリキュラムを圧迫するのではないかと疑問もあった。しかし、その基本的考え方は大いに評価できるもの。

e 成年年齢引き下げと消費者教育による判断力支援

- ・学校教育における段階を追った(金銭教育等を含む)消費者教育の充実と、適切な指導者の育成。
- ・被害者とならない知識と耐性を育むとともに、加害者とならない正義感と責任感を育てること。
- ・適切な教材開発と指導方法を開拓すること。
- ・各自が、何が自分にとって必要で価値あることなのか、「消費」の意味を考えること。
- ・適切な情報提供と、知識や経験不足につけ込まれないための制度的手当を施すこと。

f. 誰が、何を、誰に(どの段階で)、どのように

教育主体は多様である。学校の教師、消費者相談員、両親、事業者、行政担当者など、それぞれの発達段階の消費者にあわせて、語りかけること求められる。問題なのは、その**中身と方法**である。良き「消費者市民」として、環境や社会的影響を考えながら適切かつ合理的な消費行動をとることが求められることは一般論としては望ましいことであることに疑いはない。しかし、だからといって、美しく包装されたプレゼントを「過剰包装である」と排除するような態度が常に好ましいわけではない。要は、市場における各人の消費行動において、「自分にとって何が必要か」、「どのようなライフスタイルを選択するか」を、適切な情報に基づいてきちんと選択・判断できるだけの選択眼と責任ある行動をとれる責任ある社会人としての資質を向上させることが期待されていることに留意する必要がある。その意味では、自立した社会人として賢明な生き方をできるようにと願う、通常の教育目標と異なるところはない。**教育基本法**の前文は「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」を期しており、消費者教育とて例外ではない。

適切な情報提供や啓発活動等によって、消費者が、選択の幅を広げ、不当勧誘や誤認誘導

に惑わされないようにし、製品の安全性について知識を深めて自身の身を守る術を身に着けること(ただし**中途半端な知識はかえって危険**である)、社会的に弱い立場にある消費者の見守りを強化することなどは、大いに推進されるべきであるが、こと「**価値の選択**」、「**生き方の選択**」については、教育はより謙抑的かつ慎重であることが望ましい。その意味で、上からの安易な「消費者市民教育」や「倫理的消費」の推進には慎重さが求められる。むしろ、きちんと一定の選択的行動の利害得失を考え、私的利益・公共的利益の双方に目配りしながら、責任ある選択的行動をとれる社会人としての基礎的能力(総合的な「人間力」)の涵養をこそ考えるべきであり、決して一定の価値観の押し付けにならないよう、個人の発達段階に応じ、教材・教え方にも十分な配慮が求められる。(副産物。「**教えることが学ぶこと**」)

5. おわりに

- より良い市場を育てるのは、事業者・行政の努力と消費者の選択眼である**(消費者主権)。
消費は「投票」→ 消費者に支持された事業者だけが生き残る。
- 消費者問題の解決には、**消費者自身が主体となって学び、行動する必要がある**。
環境の整備・指導者の育成・教材の開発、学校教育との連携
- 「弱く愚かな」「保護の対象」としての消費者から、「**強く賢く**」「**選択・行動する**」**主体的で責任ある消費者(その意味での真の「消費者市民」)**へ
- 消費者啓発にも**限界**があること、人間の**限定合理性**にも配慮し、一定のセーフティネットをはること、とくに「脆弱で、傷つきやすい消費者」を皆で守る必要がある。

以 上

消費者委員会委員名簿

(平成29年6月10日現在)

阿久澤	良造	日本獣医生命科学大学学長
池本	誠司	弁護士
大森	節子	NPO法人C・キッズ・ネットワーク理事長
蟹瀬	令子	レナ・ジャパン・インスティテュート株式会社 代表取締役
鹿野	菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
河上	正二	東京大学大学院法学政治学研究科教授
長田	三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
中原	茂樹	東北大学大学院法学研究科教授・法科大学院長
樋口	一清	法政大学大学院政策創造研究科教授
増田	悦子	公益社団法人全国消費生活相談員協会理事長

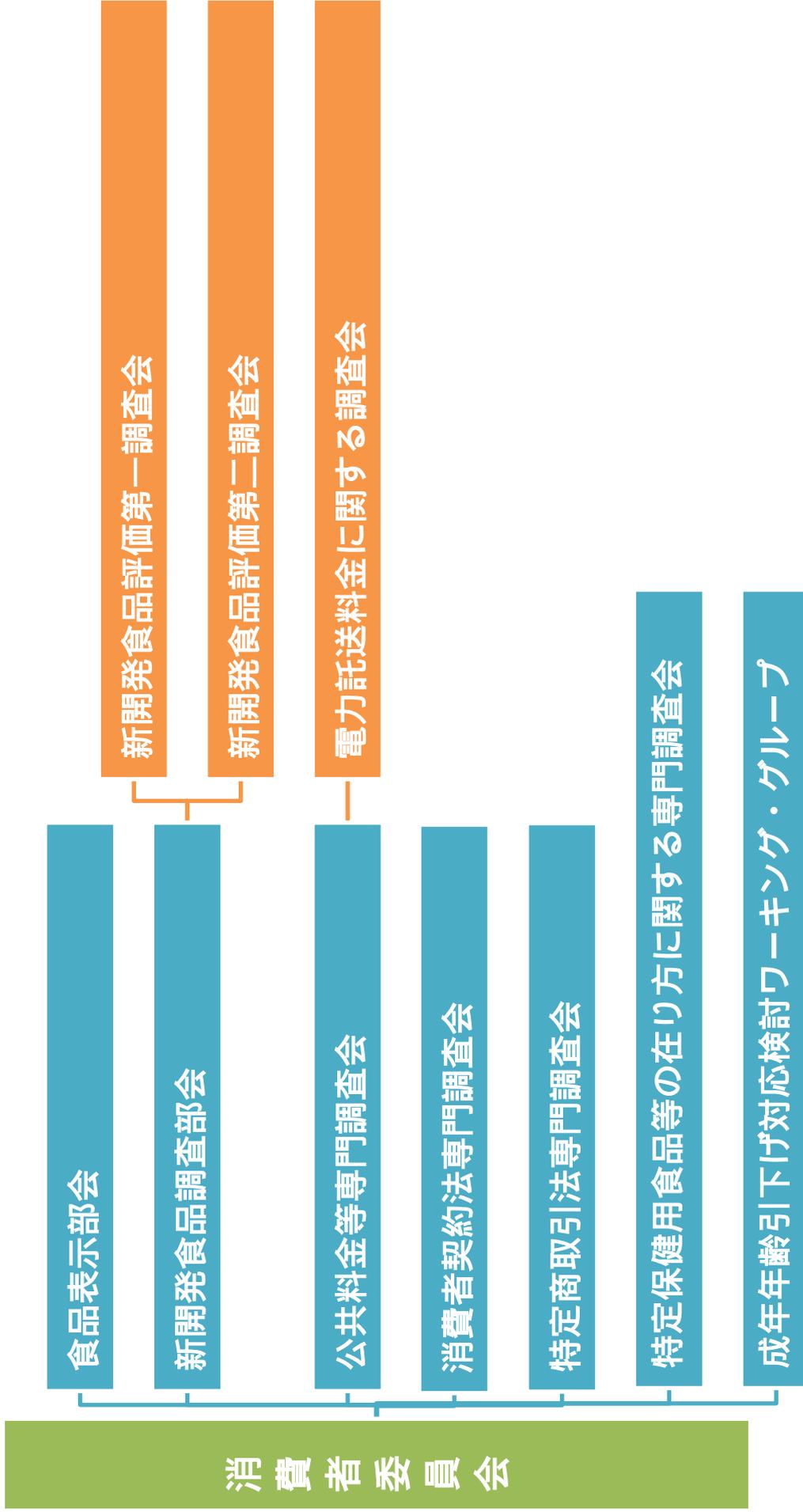
以上10名

(五十音順・敬称略)

(注) 1. は委員長、 は委員長代理。

2. 阿久澤良造委員、池本誠司委員、河上正二委員は、衆・参の附帯決議の趣旨を踏まえ、常勤的に勤めることが可能になるように人選した委員である。

消費者委員会の審議体制



(注1) 記載している既存の下部組織は、第4次消費者委員会の発足以降に活動実績のあるもの。 2016年9月 現在

内閣府消費者委員会の活動実績（平成 21 年 9 月～平成 29 年 8 月 8 日現在）

建議 20 件

- 「自動車リコール制度に関する建議」(平成 22 年 8 月 27 日)
- 「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」(平成 22 年 12 月 17 日)
- 「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」(平成 23 年 4 月 15 日)
- 「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」(平成 23 年 5 月 13 日)
- 「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」(平成 23 年 7 月 22 日)
- 「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」(平成 23 年 8 月 26 日)
- 「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」(平成 23 年 12 月 21 日)
- 「公共料金問題についての建議」(平成 24 年 2 月 28 日)
- 「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」
(平成 24 年 7 月 24 日)
- 「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」(平成 25 年 1 月 29 日)
- 「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」
(平成 25 年 2 月 12 日)
- 「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」(平成 25 年 8 月 6 日)
- 「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」(平成 25 年 8 月 6 日)
- 「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」(平成 26 年 8 月 26 日)
- 「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」(平成 26 年 11 月 4 日)
- 「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」(平成 27 年 7 月 7 日)
- 「電子マネーに関する消費者問題についての建議」(平成 27 年 8 月 18 日)
- 「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」(平成 27 年 8 月 28 日)
- 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」(平成 28 年 4 月 12 日)
- 「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」(平成 29 年 1 月 31 日)

建議以外の意見表明（提言、意見等）75件

- (1) 「地方消費者行政の充実強化に向けて」(平成21年12月14日)
- (2) 「消費者基本計画策定に向けての意見」(平成22年3月3日)
- (3) 「消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点」(平成22年3月25日)
- (4) 「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」(平成22年4月9日)
- (5) 「消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点」(平成22年6月25日)
- (6) 「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」(平成22年7月23日)
- (7) 「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」(平成22年10月22日)
- (8) 「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」
(平成23年3月4日)
- (9) 「公益通報者保護制度の見直しについての意見」(平成23年3月11日)
- (10) 「消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見」
(平成23年6月10日)
- (11) 「消費者行政体制の一層の強化について - 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見 - 」(平成23年6月10日)
- (12) 「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」
(平成23年6月24日)
- (13) 「「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見」(平成23年7月15日)
- (14) 「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」(平成23年8月12日)
- (15) 「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」(平成23年8月12日)
- (16) 「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理」(平成23年8月23日)
- (17) 「集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」(平成23年8月26日)
- (18) 「個人情報保護制度について」(平成23年8月26日)
- (19) 「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」(平成23年8月26日)
- (20) 「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」(平成23年11月11日)
- (21) 「「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ（座長試案）についての意見」(平成23年12月2日)
- (22) 「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」
(平成24年2月14日)
- (23) 「消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」
(平成24年3月27日)
- (24) 「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」
(平成24年3月27日)
- (25) 「違法ドラッグ対策に関する提言」(平成24年4月24日)

- (26) 「委員長声明 家庭用電気料金値上げに係る認可申請について」(平成 24 年 5 月 10 日)
- (27) 「消費者基本計画の改定素案(平成 24 年 4 月)等に対する意見」(平成 24 年 5 月 29 日)
- (28) 「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方～健康食品の利用者アンケートの分析結果を踏まえて～」(平成 24 年 6 月 5 日)
- (29) 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」(平成 24 年 6 月 12 日)
- (30) 「東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方」(平成 24 年 6 月 19 日)
- (31) 「東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見」(平成 24 年 7 月 13 日)
- (32) 「医療機関債に関する消費者問題についての提言」(平成 24 年 9 月 4 日)
- (33) 「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」(平成 24 年 12 月 11 日)
- (34) 「消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見」(平成 24 年 12 月 25 日)
- (35) 「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」(平成 25 年 2 月 26 日)
- (36) 「関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」(平成 25 年 3 月 19 日)
- (37) 「消費者基本計画の改定素案(平成 25 年 4 月)等に対する意見」(平成 25 年 5 月 28 日)
- (38) 「消費者白書」及び「消費者安全法に基づく国会報告」への意見(平成 25 年 6 月 25 日)
- (39) 「公益通報者保護制度に関する意見～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～」(平成 25 年 7 月 23 日)
- (40) 「東北電力及び四国電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」(平成 25 年 7 月 30 日)
- (41) 「公共料金問題に関する提言～公共料金等専門調査会報告を受けて～」(平成 25 年 7 月 30 日)
- (42) 「北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」(平成 25 年 7 月 31 日)
- (43) 「インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する消費者委員会としての現時点の考え方」(平成 25 年 8 月 27 日)
- (44) 「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見」(平成 25 年 11 月 12 日)
- (45) 「消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案に関する消費者委員会の意見について」(平成 25 年 11 月 19 日)
- (46) 「食品表示等適正化対策」に対する意見」(平成 25 年 12 月 17 日)
- (47) 「消費税率の引上げに伴う J T のたばこ小売価格の改定案に関する消費者委員会の意見について」(平成 26 年 2 月 18 日)
- (48) 「消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について」(平成 26 年 2 月 18 日)
- (49) 「消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について」(平成 26 年 2 月 18 日)

- (50) 「消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について」(平成 26 年 2 月 18 日)
- (51) 「クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見」(平成 26 年 2 月 25 日)
- (52) 「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見」
(平成 26 年 2 月 25 日)
- (53) 「中部電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」
(平成 26 年 4 月 8 日)
- (54) 「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策に対する意見」(平成 26 年 4 月 8 日)
- (55) 「適格機関投資家等特例業務についての提言」(平成 26 年 4 月 22 日)
- (56) 「消費者基本計画の改定素案(平成 26 年 5 月)等に対する意見」(平成 26 年 5 月 27 日)
- (57) 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見」(平成 26 年 7 月 15 日)
- (58) 「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」(平成 26 年 9 月 9 日)
- (59) 「北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」
(平成 26 年 10 月 7 日)
- (60) 「次期消費者基本計画の素案(平成 27 年 2 月)等に対する意見」(平成 27 年 2 月 17 日)
- (61) 「関西電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について」
(平成 27 年 5 月 8 日)
- (62) 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金
指数の設定」等に関する消費者委員会の意見」(平成 27 年 6 月 16 日)
- (63) 「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画行程表の改定に向けての意見」
(平成 28 年 2 月 24 日)
- (64) 「東京電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見について」
(平成 28 年 4 月 26 日)
- (65) 「電力小売自由化について注視すべき論点」に関する消費者委員会意見」(平成 28 年 5 月 17 日)
- (66) 「消費者基本計画行程表の改定素案(平成 28 年 4 月)に対する意見」(平成 28 年 5 月 24 日)
- (67) 「若年層を中心とした消費者教育の効果的な推進に関する提言」(平成 28 年 6 月 28 日)
- (68) 「消費者庁等における各種試行を踏まえた今後の取組に関する意見」(平成 28 年 8 月 23 日)
- (69) 「スマホゲームに関する消費者問題についての意見～注視すべき観点～」(平成 28 年 9 月 20 日)
- (70) 「一般乗用旅客自動車運送事業(東京都特別区・武三地区)の運賃組替え案に関する消費者委員会意見」
(平成 28 年 12 月 6 日)
- (71) 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについて
の建議」の実施報告に対する意見」(平成 29 年 1 月 17 日)
- (72) 「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」
(平成 29 年 1 月 31 日)
- (73) 「北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力による電気料金値上げ後のフォローアッ
プに関する消費者委員会意見について」(平成 29 年 4 月 18 日)
- (74) 「消費者基本計画工程表の改定素案(平成 29 年 4 月)に対する意見」(平成 29 年 5 月 23 日)
- (75) 「電力・ガス小売自由化に関する課題についての消費者委員会意見」(平成 29 年 5 月 23 日)

答申（設置法第6条第2項第2号の規定に基づくもの）5件

- (1) 「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」（平成26年6月10日）
- (2) 「消費者契約法の規律の在り方について（一次答申）」（平成28年1月7日）
- (3) 「特定商取引法の規律の在り方について（答申）」（平成28年1月7日）
- (4) 「電力託送料金の査定方法等に関する答申」（平成28年7月26日）
- (5) 「消費者契約法の規律の在り方について（二次答申）」（平成29年8月8日）

消費者委員会メールマガジン 配信中!

～ぜひご利用ください～

会議開催案内などの新着情報をいち早くお届けします!

ホームページへの掲載直後にメールを配信いたします。

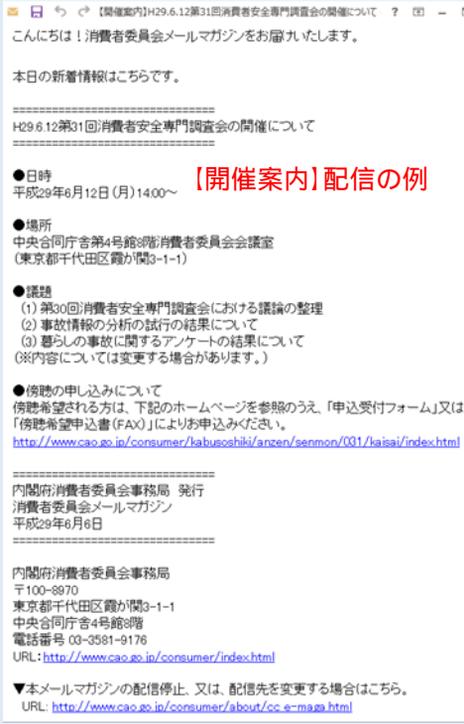
届いたメールの内容があなたの気になる情報が、ひと目でわかる
タイトルでお届けします。

トップページのリンクをクリックし、
「消費者委員会メールマガジンの御案内」
ページから配信登録ができます。

メールタイトルでは、以下のようなイメージで、発信情報を
わかりやすくお知らせします。

【開催案内】H29.6.12第31回消費者安全専門調査会の開催について

【意見】H29.5.23消費者基本計画工程表の改定素案（平成29年4月）



消費者委員会ホームページ
<http://www.cao.go.jp/consumer/>
こちらのQRコードから消費者委員会
ホームページにアクセスできます。

